

一、四組分 胴突菱
一、四筋 同蛇繩

一、拾三 手桶
内□壁方之分
一、貳ツ 車桶
但、壁方之分

覚

右、金谷御普請所御用之諸品余物 □ 如斯御座候事、六月十六日、不残定場 □

巳三月

一、小杉半七郎見廻之事、

三月廿四日、浅井・西田・中島・城戸・羽田・辻

一、白江久五郎見廻之事、

三月廿五日、浅井・西田・中島・城戸・羽田・

一、白江久五郎見廻之事、

三月廿六日、浅井・西田・中島・城戸・羽田・

一、小杉半七郎見廻之事、

三月廿七日 浅井・西田・中島・城戸・羽田・辻

一、竹沢御屋敷御休息 □

同座 □

三月廿日、浅井・西田・中島・羽田・辻

一、竹沢御屋敷、今日風入ニ付、中島・城戸・森田清七・日用式人伊

助 罷出、御横目足輕堀内平之丞・中村庄右衛門、中

村宅丞・堀庄右衛門、式人宛交代して入口相詰候事、浅井殿見

廻承 昼後見廻之事、但、四半時頃方 吉郎右衛

門与交代、白井 久五郎見

三月廿一日、浅井・西田・中島・羽田・辻

一、白江久五郎見廻之事、

三月廿二日、浅井・西田・中島・羽田・辻

一、小杉半七郎見廻之事、

三月廿三日、浅井・西田・中島・羽田・辻

覚

一、七拾五貫六百目斗百目壹匁 屑銅

一、四貫六百目斗 百目貳匁貳分 銅樋

一、六貫六百五拾目斗 百目貳匁五分 銅網

一、六貫六百目斗 百目壹匁貳分壹厘 古鉛

一、壹貫七百目斗 百目壹匁七分 網

右、銅等貫目高如斯御座候、

巳三月

覚

一、貳拾四枚 縁取

内五枚 波着寺江 分

残

(211)

一、四ツ たらい

右之分御払可被仰付哉

一、拾六 ばんとう

一、拾八 菅笠

一、四ツ 水替桶

右之分日用清助等江被下候様仕度、

巳三月

内廿連竹沢跡補理之取残廿七連返

一、四拾七連 壹寸五歩釘

同断 一、七連半 貳寸五部釘

同断 一、貳連半 四寸釘

一、拾貳 四尺戸替坪

跡しつらいニ 一、拾壹挺 四寸平鉸

一、拾七丁 貳寸目鉸口共

一、三拾貳丁 三寸唐紙鉸

一、七本 打釘

一、五口 真鍮唐紙指坪

一、百拾五本 銅壹寸貳部古鉾

一、九丁 銓拔金

一、四枚 疊表 京中下

不残諸補理 四金中下

一、四連束 式

同断 一、五連束 三寸釘

同断 一、壹連八本 五寸釘

一、貳釵り 三寸懸金

同断 一、七挺 四寸鉸

一、八丁 三寸目鉸 共

一、四本 御絵懸折釘

一、拾貳 指坪座

一、八釵 なんはん

一、四拾本

一、五拾七枚 白地緑青彩

一、三本 槻胴突

一、貳丁 胴突口輪金

一、八筋 万人車天繩

一、貳拾貳 小桶

内拾ヲ壁方之分

一、壹 半切桶

但、壁方之分

一、拾六間 子繩

一、四貫四百七拾三匁八分五厘 二月相濟

一、白江久五郎見廻之事、

三月六日、浅井・西田・中島・

(914)

棟梁新五

一、老貫六百八拾目 二月分今日 御払 濟

三月七日、浅井・西田・中島・城戸・辻

一、小杉半七郎見廻之事、

三月八日、浅井・西田・中島・城戸・辻

一、白江久五郎見廻之事、

三月九日、浅井・西田・城戸・羽田・

一、白江久五郎見廻之事、

一、中島壯兵衛、今日一日見合之事、

一、竹沢御屋敷内御疊床、其余木品木目立不申品者、御払可申付旨、

御用部屋衆御談之旨、浅井殿御談之事、

三月十日、浅井・西田・中島・城戸・辻

覚

一、式千百五拾九疊 御疊床

内

千式百三拾疊 金谷御用相立

八拾三疊 同所物置ニ相残り分

八百四拾六疊 竹沢ニ相残 分

式口残

九百式拾九疊

右、御疊床指引如此御座候事、

巳三月

一、小杉半七郎見廻候事、

三月十一日、浅井・西田・中島・城戸・羽田・辻

一、水島半助・藤岡伊太夫、当七日夕宿割

振向、今日致発足候旨、甚之丞御申聞候事、

一、御引手釘隠類・金具、御作事所江指出分員数書調く、り置候事、

一、小杉半七郎見廻之事、

三月十二日、浅井・西田・中島・城戸・羽田・辻

一、白江久五郎見廻之事、

三月十三日、浅井・西田・中島・城戸・羽田・辻

一、白江久五郎見廻之事、

三月十四日

(917)

三月十六日、浅井・西田・中島・城戸・羽田・辻

一、白江久五郎見廻候事、

一、左官棟梁弥三兵衛・覺棟梁清助跡しらへ御用等、今日切御用相濟候事、

三月十七日、浅井・西田・中島・城戸・羽田・辻

一、白江久五郎見廻之事、

三月十八日、浅井・西田・中島・城戸・羽田・辻

一、小杉半七郎見廻之事、

三月十九日、浅井・西田・中島・城戸・羽田・辻

一、小杉半七郎見廻之事、

被 仰出候段、申来候条、為御承知申進候、以上、

一、橋方^ナ向テ左之方御書物奉行支配

一、同右方南御土藏奉行支配

一、御露地役所之方御武具奉行支配

右之通、玉泉院様丸御門窓蓋無之ヶ所、如斯御座候事、

一、白江久五郎見廻之事、

二月二日、坂井・浅井・西田・中島・城戸・辻

一、白江久五郎見廻之事、

金谷御普請所入口番人并
釜小屋昼夜火之番假横目兼帶

代り
鈴木半助
坂井伊三郎

二月二日、印 割場

二月三日、坂井・浅井・西田・中嶋・城戸・辻
土肥

(9-13)

二月廿二日、浅井主鈴様 武田九郎兵衛

右、御縮ニ付、御横目足輕老人日帳役老人小遣小者御縮解候迄、為
相詰其余諸職人日用等□ニ付、役所何茂引取候事、

二月廿三日、浅井・西田

一、御城代播磨守殿・美作守殿御文庫□被成候ニ付、八時^ナ御越之
事、

一、白江久五郎見廻之事、

二月廿四日、浅井・西田・中島・城戸・辻

一、切手御門番所、今日^ナ定番足輕相勤候ニ付□長田新兵衛江
木村原太夫^ナ引渡、

(9-10)

二月 廿六日、浅井・西田・中島・城戸・辻

西田・中島・城戸・辻 西田・中島 城戸・辻

一、白江久五郎見廻之事、

一、今日、延之助様金谷御屋敷 御引移、

二月廿七日、浅井・西田・中島・城戸・辻

一、浅井殿見合之事、服部五郎左衛門見廻之事、

一、白江久五郎見廻之事、

二月廿八日、浅井・西田・中島・城戸・辻

一、浅井殿御出勤之事、

一、小杉半七郎見廻之事、

二月廿九日、浅井・西田・中島・城戸・辻

一、御庭籠やね内、御畑境のし立等御修覆相濟候ニ付、棟梁忠平・長六
等定場へ相返□

一、小杉半七郎見廻之事、

(6-15)

二月晦日、浅井・西田・中島・城戸

一、白江久五郎見廻之事、

三月朔日、見廻之事、

同二日、

一、小杉半十郎見廻之事

同三日、見廻り

三月四日、浅井・西田・中島・城戸

一、白江久五郎見廻之事、

三月五日、浅井・西田・中□

被 仰付候内百式
地被 仰付候事、

巳二月四日

右之通拝領被

二月五日、坂井・浅
土肥

一、拾五貫目

内忝ノ目旧

右、正月分等御入用銀

御渡ニ付、吉郎右衛門様

右、今日御弘相

一、白江久五郎見

二月六日、坂井・浅井
土肥

(616)

二月八日、坂井・浅井・西田・
土肥

一、小杉半七郎見廻之事、

二月九日、坂井・浅井・中島・城戸・辻
土肥

一、白江久五郎見廻之事、

二月十日 坂井・西田・中島

一、御棟札調筆致候様、浅井殿

(9112)

二月十八日、坂井・浅井
土肥

一、吉郎右衛門儀、今日御

罷出不申事、但、御棟

一、白江久五郎見廻之事、

二月十九日、坂井・浅井
土肥

一、今日御普請出来

御吸物頂戴御

坂井殿江申上候事、

但、御横目足輕以下

一、今日表御居間之

夫々致指図候事、

一、白江久五郎見廻之事、

二月廿日、坂井・浅井
土肥

一、小杉半七郎見廻之事、

一、今日坂井殿・土肥殿

(311)

御寝所先御土蔵鍵

御寝所御掾下胎内口鍵

一、忝 七半時過、引渡相済候事、

二月廿一日 浅井・西田・中嶋・城戸・辻
覚

一、五挺

内三挺 三間、忝挺 式間、忝挺 八尺
梯子

右、金谷御屋敷為御用請取申度御座候、当時竹沢屋敷御不用之分、

御作事所江相渡居候旨、同所奉行中申聞候間、相渡候様、被仰渡可

被下候、以上、

二月十八日

前田美作守様 土肥權六郎判

一、小杉半七郎見廻之事、

二月廿二日 浅井・西田・中嶋・城戸・辻
羽田

今日松坂通等、金谷外御庭、丹後屋敷江懸、御縮九時迄ニ出来候様

【資料紹介】

金沢城作事所に関する断簡資料（2）

石野 友康

一九七三年当時、金沢大学の学生であった名倉慎一郎氏によって見いだされた襖下張り文書については、すでに本誌四号（平成18年）で木越隆三氏によって、概要等とともに、その一部が紹介されている。本号は、木越氏に引き続き内容の一部を紹介するものである。前回は、（1）作事関係の建築修理経費の総括記録（文化十一年～天保年間）、（2）作事関係の建物修築経費の年次別書上（文化十一年～天保九年）であったが、今回は、月日が記され、作事所関係の日誌の一部かと思われるものが含まれていたことから、そのうち二月、三月の分を紹介していきたい。便宜上、日にちごとに配列したが、もとより、断簡資料なので、年代は不明であり、また、同一年であるとは限らない。ただし、整理番号9-10には、二月二十六日条で「今日、延之助様、金谷屋敷 御引移」という記述があり、十三代藩主前田斉泰の子延之助が金谷御屋敷に移った天保四年（一八三三）と判断できる箇所もある。

毎日の日付に続いて人名が記されており、なかには、「羽田」「城戸」「西田」など藩の御大工頭、もしくは御大工と合致する人名も含まれている。おそらく、藩の作事所に詰めた当番を記しているのであろう。なお、史料の翻刻にあたっては、

・原則として常用漢字で表記したが、一部、変体仮名や近世古文書独特の略体・異体の文字を使用した。

・本文書群には、朱書と抹消点が見られるが、朱書きがある部分について

ては、本文にアミかけを施し、抹消点がある場合には左に「くくく」を施すことにした。

（918）

式

竹沢御広式御舞台
道成寺金具

一、今日辰水蒔被仰付

日用壺人懸渡候

両御居間・御寝所

御末御式台共

二月四日、坂井・浅井
土肥

一、竹沢本品引方左

柵御門際ニのとや

申度旨相願出候

受取度旨、相

浅井殿御談ニ付、

番足輕懸渡

御大工頭西田清平

一通リニ而者難及御

相勝、其以来御

御普請方御用向

之筋も出来御用

出格之御詮儀を

二而御頭才百六拾